令和6年度 部活動基本方針
宇都宮大学共同教育学部附属中学校

【学校教育目標】

自他の生命を尊重し，自主・合理・創造の精神と豊かな情操とをもち，民主的で文化的な国家及び社会の進展に努めようとする，心身共に健康な生徒を育てる。

【学校教育目標との関連及び教育的意義】

部活動は，学校教育の一環として実施する教育活動である。生徒が部活動の経験を通して，適切な生活習慣の確立や良好な人間関係の構築，社会性の醸成等を図ることで，生涯にわたって心身の健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを実現したり，芸術文化等の活動に親しむための基礎を形成したりする有意義な活動であることから，本校教育目標に基づき実施する。

【部活動に係る活動方針】

1　適切な運営のための体制整備

・　生徒数や生徒の実態，部活動顧問数を踏まえ，指導内容の充実，生徒の安全確保等の観点から円滑な活動ができるよう，適正な数の部活動を設置する。
・　常設部活動については兼部することはできない。ただし，特例として参加を認めた個人または団体については，運動部に所属していない生徒か文化部に所属している生徒に限り，大会に参加することができる。

2　部活動における安全管理の徹底

・　生徒の体調等の確認，設備，用具等の定期的な安全確認，事故が起こった場合の対処の仕方の確認，医療関係者等への連絡体制を整備する。
・　部活動顧問は日頃から生徒が練習内容や方法，安全確保のための取組を考え，理解できるような指導を心掛ける。
・　環境条件（天候，気温など）について十分安全に配慮して活動を行う。特に，熱中症予防については，「熱中症予防運動指針」（(公財）日本スポーツ協会）等に基づき，活動の実施を判断する。

3　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

・　生徒の心身の健康管理，事故防止，体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
・　中央競技団体が作成した「運動部活動用指導手引き」を参考に，合理的でかつ効率的・効果的な活動内容の検討を行う。

4　適切な休養日等の設定

・　学期中は，週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日，土曜日及び日曜日は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は，休養日を他の日に振り替える。）
・　１日の活動時間は，平日は２時間程度，休日は３時間程度とし，できるだけ短時間に，合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

・　土，日，祝日の活動は午前もしくは午後を１回と数え，年間 30 回以内とする。ただし，大会やコンクールについては，１回と数える。（中体連・中文連の公式大会は除く）
・　長期休業中に，ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。《夏季休業の部活動については，１４日以内（大会は除く）で実施する。その他の長期休業中は１０日以内とする。》

5　本年度の部活動について
・本年度設置の部活動は以下の通りです。

運動部	文化部
陸上競技	科学
バスケットボール（男子・女子）	吹奏楽
サッカー	演劇
卓球（男子・女子）	美術
ソフトテニス（男子・女子）	
バドミントン（男子・女子）	
剣道	

6　活動時間及び日数
（１）朝の活動
・朝の活動は原則実施しない。
ただし，中体連・中文連等の公式大会の 2 週間前から実施することができる。
（２）放課後の活動

月	４，５，６，７，８，９	10，２，３	11，12，１
終了時刻	１８：００	１７：３０	１７：００
下校完了時刻	１８：１５	１７：４５	１７：１５

※下校完了時刻には昇降口を出るようにすること。

7　部活動の設置や廃部について
（１）３年生の引退後，大会などの参加人数を下回ったまま，次年度の新入生の正式活動開始日後も状況が変わらない場合は，職員会議で廃部について検討する。廃部になる場合には，その翌年度の募集を停止し，残った部員の引退をもって廃部とする。
（２）各部活動の所属生徒の減少などにより，部活動運営に支障が出る場合には，職員会議で廃部について検討する。廃部になる場合には，次年度からの募集を停止し，残った部員の引退をもって廃部とする。
（３）安全な部活動の運営を行うために，職員の配置を考慮して，特例として参加を認めた個人または団体を常設部活動にすることはしない。